

認定ポイント対象企業主催研修申請に関する要項

1. 慢性腎臓病関連の研修のうち、下記基準を満たした場合、認定ポイント対象企業主催研修として認める。

研修に対して認定番号を付与する運用であり、過去に認定を受けた研修を開催している企業であっても、研修毎の申請が必要である。

※本制度への移行については、「7. 移行措置と認定番号」をご参照ください

2. 認定基準

- 1) 営利企業が主催である
- 2) 営利のみを目的とした内容ではない (※1)
- 3) 慢性腎臓病の療養指導に関わる内容を主とする
- 4) 慢性腎臓病療養指導看護師 (CKDLN) にふさわしい水準を保っている
- 5) 参加資格に看護職が含まれる
- 6) 研修時間が 90 分以上である (※2)
- 7) 研修の参加者に対し、受講終了後に参加証が発行される (※3)

ただし、研修時間の 4/5 時間以上の参加を必要とする

※1

- ・ 特定の薬剤や機器等の宣伝のみを内容とする研修は、対象外。

※2

- ・ 特定の薬剤や機器等の宣伝の時間は、研修時間に含まない。
- ・ 要項改正への移行措置として、研修開催日が 2024 年 4 月 30 日までは、90 分未満を認める。

※3

- ・ 参加証には、下記項目を記載すること。
- ・ 認定ポイント数は、日本腎不全看護学会ホームページ上の CKDLN ポイント一覧表を確認すること。
 - ・ 研修名
 - ・ 開催年月日
 - ・ 参加者氏名
 - ・ 認定番号
 - ・ 認定ポイント
 - ・ 研修主催企業
 - ・ 研修主催企業の押印

3. 申請方法

- 1) 以下の書類を、日本腎不全看護学会事務局へメールで提出する。

- ・ 所定の申請書
- ・ 研修の概要 (研修の内容がわかるもの)

※研修案内のちらしやパンフレット等に記載する場合は、「日本腎不全看護学会 認定ポイント対象企業主催研修 (申請中)」とすること

2) 審査料として 1,100 円 (税込) を納付する。

4. 申請期限

研修開催日の 2 ヶ月前まで

※要項改正への移行措置として、2024 年 3 月 31 日申請分までは、1 ヶ月前までを認める

5. 審査方法

申請書類をもとに認定委員会にて審査を行い、審査結果について、代表理事または代表理事が指定する理事のいずれかの確認を受ける。

6. 審査結果の通知

日本腎不全看護学会事務局を通じて、申請者あてに審査結果を通知する。

7. 移行措置と認定番号

本制度への移行に伴い、下記措置を適用する。

1) 前制度での認定期間が 2023 年 3 月まで

開催日が 2023 年 3 月 31 日までの研修については、改めての申請は不要とし、旧 JANN 認定番号でのポイントを認め、かつ、審査料を徴取しない。

2) 前制度での認定期間が 2024 年 3 月まで

開催日が 2024 年 3 月 31 日までの研修については、改めての申請は不要とし、旧 JANN 認定番号でのポイントを認め、かつ、審査料を徴取しない。

2022 年 11 月 20 日 施行

2023 年 7 月 29 日 改正

以上